# 平成29年 No.31

- ○国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程の一部 を改正する規程
- ○国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則の一部を改正する規則

# 改正理由

研究活動における不正行為への対応に関するガイドラインに適合させるため, 所要の改正を行うものである。

# 承認経過

平成29年6月28日 教育研究評議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程の一部 を改正する規程を次のように制定する。

平成29年6月29日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

## 平成29年規程第22号

国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する 規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程(平成19年規程第31号)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成29年6月29日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

平成29年規則第19号

国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則(平成19年規則第28号)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

改正理由:研究活動における不正行為への対応に関するガイドラインに適合させるため、所要の改正を行うものである。

[省略]

(定義)

- 第2条 この規程において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。
  - (1) 「研究者」とは、本学に所属する又は本学の名を冠した肩書きを使用して研究 活動を行う全ての者(常勤、非常勤、学生等の身分及び客員教授等の呼称を問わ ない。また、資金の主たる受給者であるかどうかも問わない。)をいう。
  - (2) 「不正」とは、研究活動の不正行為(特定不正行為)をいう。
  - (3) 「研究活動の不正行為(特定不正行為)」(以下「不正行為」という。)とは 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことに よる、投稿論文など研究者が発表した研究成果の中に示されたデータや調査結果 等の捏造, 改ざん及び盗用をいう。

[省略]

- (7) 「悪意」とは、研究者又は本学に不利益を与えることを目的とする意思をいう
- (8) 「部局等」とは、事務局、学長室、監査室、各学系、教職大学院、大学院連合 学校教育学研究科、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援セン ター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究セン ター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、学生 支援センター、教員養成開発連携センター、放射性同位元素総合実験施設、有害 廃棄物処理施設、各附属学校及び附属学校運営部をいう。
- (9)「部局等の長」とは、前号の部局等の長をいう。

(最高管理責任者)

- 第2条の2 本学に、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、大学全体を統 括し、最終責任を負う者(以下「最高管理責任者」という。)を置き、学長をも って充てる。
- 最高管理責任者は、公正な研究活動を推進するために必要な措置を講じるもの

[省略]

(定義)

- 第2条 この規程において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。
  - (1) 「研究者」とは、本学に所属する又は本学の名を冠した肩書きを使用して研究 活動を行う全ての者(常勤、非常勤、学生等の身分及び客員教授等の呼称を問わ ない。また、資金の主たる受給者であるかどうかも問わない。)をいう。

行

- (2) 「不正」とは、研究活動の不正行為(特定不正行為)及び研究費の不正使用を いう。
- (3) 「研究活動の不正行為(特定不正行為)」(以下「不正行為」という。)とは ,研究者が発表した研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造,改ざん 及び盗用をいう。

[省略]

- (7)「研究費の不正使用」(以下「不正使用」という。)とは、本学又は研究資金 配分機関が定めた使用ルールに違反し、虚偽の申告に基づき経費を支出させるこ とをいう。
- (8) 「悪意」とは、研究者又は本学に不利益を与えることを目的とする意思をいう
- (9) 「部局等」とは、事務局、学長室、監査室、各学系、教職大学院、大学院連合 学校教育学研究科、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援セン ター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究セン ター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、学生 支援センター、教員養成開発連携センター、放射性同位元素総合実験施設、有害 廃棄物処理施設、各附属学校及び附属学校運営部をいう。
- (10)「部局等の長」とは、前号の部局等の長をいう。

とする。

(研究倫理統括責任者)

- 第2条の3 本学に、最高管理責任者を補佐し、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、大学全体を統括する実質的な責任を負い、権限を有する者(以下「研究倫理統括責任者」という。)を置き、研究を所掌する副学長をもって充てる
- 2 研究倫理統括責任者は、公正な研究活動を推進するために必要な大学全体の具体的対策を講じるとともに、不正行為に関する通報及び調査の処理を統括する。 (研究者の責務)
- 第2条の4 研究者は、高い倫理観を保持し、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めるものとする。
- 2 研究者は、不正行為を防止するため、本学の諸規程、行動規範その他の関係法令を遵守しなければならない。
- 3 研究者は、研究に求められる倫理規範を習得するため、研究倫理教育を受講しなければならない。
- 4 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を確保するため、実験・観察ノート、実験データその他の研究資料等、研究に基づき外部に発表する論文及び研究成果を導出するために必要とした各種データ等を適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

〔省略〕

(通報窓口の設置)

- 第4条 本学における<u>研究活動の</u>不正に関する通報<u>又は相談</u>を受け付けるための窓口 (以下「通報窓口」という。)を教育研究支援部研究支援課に設置し、当該課長が 責任者となる。
- 2 通報窓口の責任者は、<u>研究活動の</u>不正に関する通報<u>又は相談</u>を受け付けたときは 、速やかに最高管理責任者及び研究倫理統括責任者に報告する。

[省略]

(通報者・被通報者の取扱い)

- 第6条 <u>最高管理責任者</u>は,通報内容や通報者の秘密を守るとともに,通報について の調査結果の公表まで,通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩し ないよう,関係者の秘密保持を徹底する。
- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づ

[省略]

(通報窓口の設置)

- 第4条 本学における不正に関する通報を受け付けるための窓口(以下「通報窓口」という。)を教育研究支援部研究支援課に設置し、当該課長が責任者となる。
- 2 通報窓口の責任者は、不正に関する通報を受け付けたときは、速やかに<u>学長</u>に報告する。

[省略]

(通報者・被通報者の取扱い)

- 第6条 学長は、通報内容や通報者の秘密を守るとともに、通報についての調査結果 の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、 関係者の秘密保持を徹底する。
- 2 学長は、悪意に基づく通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づく通報であ

- く通報であったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表、懲戒処分又は刑事告発を行う場合があることを学内外に周知するものとする。
- 3 <u>最高管理責任者</u>は、通報者に対し、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に解雇その他不利益な取扱いは行わない。
- 4 <u>最高管理責任者</u>は、被通報者に対し、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、教育研究活動の全面的禁止又は解雇その他不利益な取扱いは行わない。

#### (予備調査の実施)

- 第6条の2 第4条の規定に基づく不正行為の通報があった場合,最高管理責任者は 予備調査委員会を設置し、研究不正等の疑義が生じている研究分野の複数の関係す る専門家等の協力を得て、速やかに予備調査を実施しなければならない。
- 2 予備調査委員会は、最高管理責任者が指名する3名以上の委員によって組織する。ただし、委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係がない者とする。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予 備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うこ とができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る研究データ等を保全する措置をとることができる。

### (予備調査の方法)

- 第6条の3 予備調査委員会は、通報された不正行為が行われた可能性、通報の際に 示された科学的理由の論理性、通報された事案の本調査における調査可能性、その 他必要と認める事項について、予備調査を行う。
- 2 予備調査委員会は、通報がなされる前に取り下げられた論文等に対する予備調査 を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、不正行為の問題として調査 すべきものか否か調査し、判断するものとする。

### (本調査の決定)

- 第6条の4 予備調査委員会は、通報を受け付けた日から30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。
- 2 最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 調査委員会は、本調査の決定があった日から30日以内に、本調査を開始する。
- 4 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して通報者に通知する。この場合に、関係機関等又は通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

### (調査委員会)

#### 第7条

調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、委員の半数以上が外

- ったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表、懲戒処分又は刑事告発を行う場合があることを学内外に周知するものとする。
- 3 <u>学長</u>は、通報者に対し、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に解雇その他不利益な取扱いは行わない。
- 4 <u>学長</u>は、被通報者に対し、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、教育研究活動の全面的禁止又は解雇その他不利益な取扱いは行わない。

## (調査委員会の設置)

- 第7条 学長は、通報(不正使用の場合は、監査又は通報)により、不正が疑われる情報を得たときには、調査委員会を設置して事実関係を調査しなければならない。
- 2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

### 部の者で構成されなければならない。

- (1) 研究倫理統括責任者
- (2) 教育研究評議会評議員 1名
- (3) 被通報者が所属する又は研究活動を行う部局等の長
- (4) 事務局長
- (5) 当該事案に関する研究分野の学外研究者 若干名
- (6) 学外の弁護士又は公認会計士等 若干名
- (7) その他最高管理責任者が必要と認めた者 若干名
- 2 調査委員会に委員長を置き、第1項第1号に定める委員をもって充てる。
- 3 第1項第2号の委員は、最高管理責任者が指名する。
- 4 第1項第5号から第7号の委員は、最高管理責任者が委嘱する。
- 5 第1項の委員は、通報者及び被通報者と直接利害関係を有しない者でなければならない。
- 6 委員の任期は当該事案限りとし、再任を妨げない。
- 7 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- <u>8</u> 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 9 調査委員会の事務は、関係部課等の協力を得て教育研究支援部研究支援課が処理する。

# (<u>本調査</u>)

## 第8条

最高管理責任者は、本調査の開始を決定した場合、通報者及び被通報者に対し、本調査を行うことを調査委員会委員(以下「調査委員」という。)の氏名及び所属を付して通知し、本調査への協力を求める。被通報者が本学以外に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。また、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関に対しても調査を行う旨を通知する。

- 2 通報者及び被通報者は、前項の通知日から2週間以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、<u>最高管理責任者</u>は、その内容が妥当であると判断した場合には、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。
- 3 不正行為に係る調査は、指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生

- (1) 研究を所掌する副学長
- (2) 教育研究評議会評議員 1名
- (3) 被通報者が所属する又は研究活動を行う部局等の長
- (4) 事務局長
- (5) 学外の弁護士又は公認会計士等 若干名
- (6) その他学長が必要と認めた者 若干名
- 3 前項の委員のほか、当該事案に関する研究分野の学外研究者を調査委員会の委員 に加えるものとし、委員の半数以上が外部の者で構成されなければならない。
- 4 調査委員会に委員長を置き、第2項第1号に定める委員をもって充てる。
- 5 第2項第1号及び第3号の委員が通報者及び被通報者と直接の利害関係を有する場合は、学長は他の者を指名するものとする。
- 6 第2項第2号の委員は、学長が指名する。
- 7 第2項第5号及び第3項の委員は、学長が委嘱する。
- 8 委員の任期は当該事案限りとし、再任を妨げない。
- 9 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 10 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 11 調査委員会の事務は、関係部課等の協力を得て教育研究支援部研究支援課が処理する。

## (調査)

- 第8条 学長は、第4条第2項の報告を受けてから原則として30日以内に調査委員会の調査を開始させなければならない。
- 2 学長は、調査の開始を決定した場合、通報者及び被通報者に対し、<u>調査</u>を行うことを調査委員会委員(以下「調査委員」という。)の氏名及び所属を付して通知し、調査への協力を求める。被通報者が本学以外に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。また、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関に対しても調査を行う旨を通知する。
- 3 通報者及び被通報者は、前項の通知日から2週間以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、学長は、その内容が妥当であると判断した場合には、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。
- 4 不正行為に係る調査は、指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生

データ等の各種資料の精査及び関係者のヒアリング, 再実験の要請等により実施する。この際、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。

4 調査委員会は<u>本調査</u>の実施に際し、通報に係る研究に関して、証拠となるような 資料等を保全する措置をとることができる。

[省略]

(調査中における一時的措置)

- 第10条 <u>最高管理責任者</u>は、<u>本調査の実施決定後</u>、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された研究に係る研究費の支出を停止することができる。 (調査の中間報告)
- 第10条の2 調査委員会は、本調査の終了前であっても、関係機関等の求めに応じ 、本調査の中間報告を当該関係機関等に提出するものとする。

[省略]

(認定)

- 第12条 調査委員会は、<u>本調査</u>開始後、原則として<u>150日</u>以内に、調査内容について、不正が行われたか否かを判定しなければならない。
- 2・3 〔省略〕

(最高管理責任者への報告)

第13条 調査委員会委員長は、調査が完了したときは調査結果報告書 (認定を含む。以下同じ) を作成し、関連資料を添えて速やかに<u>最高管理責任者</u>に報告しなければならない。

(調査結果の通知及び報告)

- 第14条 <u>最高管理責任者</u>は、調査委員会の調査結果を速やかに通報者及び被通報者 (被通報者以外で不正に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)に通知する 。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも当該調査結 果を通知する。また、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関に対しても 調査結果を報告する。
- 2 悪意に基づく通報との認定があった場合において、通報者が本学以外の機関に所

- データ等の各種資料の精査及び関係者のヒアリング, 再実験の要請等により実施する。この際, 被通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 不正使用に係る調査は、次の各号に定める手順に従い実施するものとする。
  - (1) 研究者等及びその関係者からの事情聴取
  - (2) 支出に係る決議書, 証憑の収集及び分析
- (3) 支出の相手方からの事情聴取、各種伝票の収集及び分析
- (4) 本学及び資金配分機関の使用ルールとの整合性の調査
- (5) その他必要となる事項の調査
- <u>6</u> 調査委員会は<u>調査の実施に際し</u>、通報に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。

[省略]

(調査中における一時的措置)

第10条 <u>学長</u>は、<u>調査の実施決定後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された研究に係る研究費の支出を停止することができる。</u>

〔省略〕

(認定)

- 第12条 調査委員会は、<u>調査</u>開始後、原則として<u>90日</u>以内に、調査内容について、 不正が行われたか否かを判定しなければならない。
- 2・3 [省略]

(学長への報告)

第13条 調査委員会委員長は、調査が完了したときは調査結果報告書(認定を含む 。以下同じ)を作成し、関連資料を添えて速やかに<u>学長</u>に報告しなければならない

(調査結果の通知及び報告)

- 第14条 学長は、調査委員会の調査結果を速やかに通報者及び被通報者(被通報者 以外で不正に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)に通知する。被通報者 が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも当該調査結果を通知す る。また、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関に対しても調査結果を 報告する。
- 2 悪意に基づく通報との認定があった場合において、通報者が本学以外の機関に所

属しているときは、当該所属機関にも通知する。

(不服申立て)

- 第15条 不正と認定された被通報者及び悪意に基づくものと認定された通報者(被通報者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。以下同じ。)は、調査結果の通知を受けてから2週間以内に不服申立てをすることができる。
- 2 <u>最高管理責任者</u>は、被通報者から不正の認定に係る不服申立てがあったときは、 当該通報者に通知し、当該事案に係る研究費を配分した機関に報告する。被通報者 が本学以外の機関に所属している場合は、当該被通報者の所属機関にも通知する。 また、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、被通 報者及び通報者の所属機関に通知し、当該事案に係る研究に対する資金を配分した 機関にも報告する。
- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等その公正性に関わるものである場合には、<u>最高管理責任者</u>の判断により、当該調査委員に代えて、他の者を臨時委員として任命し、審査に参画させることができる。
- 4 調査委員会は、不服申立てについて、趣旨、理由等を勘案し、再調査すべきか否かを決定する。再調査を開始した場合は、不正と認定された被通報者から不服申立てがあったときは、原則として60日以内、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、原則として30日以内に調査の結果を覆すか否かを決定し、<u>最高管理責任者</u>に報告する。<u>最高管理責任者</u>は、再調査結果を、通報者、被通報者及び当該事案に係る研究費を配分した機関に通知する。また、不正と認定された被通報者から不服申立てがあったときは、被通報者が本学以外の機関に所属している場合は当該被通報者の所属機関に通知し、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、当該通報者の所属機関に通知する。

(不正が行われたと認定された場合の措置)

第16条 <u>最高管理責任者</u>は、不正行為と認定された場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(以下「被認定者」という。)が本学に所属するときは、当該被認定者に対し、ただちに当該研究に係る研究費の使用中止を命じ、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。

属しているときは、当該所属機関にも通知する。 (不服申立て)

- 第15条 不正と認定された被通報者及び悪意に基づくものと認定された通報者(被通報者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。以下同じ。)は、調査結果の通知を受けてから2週間以内に不服申立てをすることができる。
- 2 学長は、被通報者から不正の認定に係る不服申立てがあったときは、当該通報者に通知し、当該事案に係る研究費を配分した機関に報告する。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、当該被通報者の所属機関にも通知する。また、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、被通報者及び通報者の所属機関に通知し、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関にも報告する。
- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等その公正性に関わるものである場合には、学長の判断により、当該調査委員に代えて、他の者を臨時委員として任命し、審査に参画させることができる。
- 4 調査委員会は、不服申立てについて、趣旨、理由等を勘案し、再調査すべきか否かを決定する。再調査を開始した場合は、不正と認定された被通報者から不服申立てがあったときは、原則として60日以内、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、原則として30日以内に調査の結果を覆すか否かを決定し、学長に報告する。学長は、再調査結果を、通報者、被通報者及び当該事案に係る研究費を配分した機関に通知する。また、不正と認定された被通報者から不服申立てがあったときは、被通報者が本学以外の機関に所属している場合は当該被通報者の所属機関に通知し、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、当該通報者の所属機関に通知する。

(不正が行われたと認定された場合の措置)

- 第16条 学長は、不正行為と認定された場合、不正行為への関与が認定された者及 び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について 責任を負う者として認定された著者(以下「被認定者」という。)が本学に所属す るときは、当該被認定者に対し、ただちに当該研究に係る研究費の使用中止を命じ 、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。
- 2 学長は、不正使用と認定された場合、被認定者が本学に所属するときは、当該被認定者に対し、ただちに当該研究に係る研究費の使用中止を命じることができる。
- 3 学長は、第14条第1項の規定による報告の結果、当該研究資金配分機関から不 正使用に係る資金の返還命令を受けたときは、研究者に当該額を返還させるものと する。
- 4 学長は、被認定者に対し、国立大学法人東京学芸大学職員就業規則(平成16年規

2 最高管理責任者は、被認定者に対し、国立大学法人東京学芸大学職員就業規則(

平成16年規則第5号。以下「就業規則」という。)に基づく処分等の必要な措置を 講ずることを学長に提言できる。

(不正が行われなかったと認定された場合の措置)

- 第17条 <u>最高管理責任者</u>は、不正が行われなかったと認定された場合、調査に際して実施した研究費支出の停止及び証拠保全の措置を解除する。
- 2 <u>最高管理責任者</u>は、不正が行われなかったと認定された者については、その名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。
- 3 <u>最高管理責任者</u>は、通報が悪意に基づくものと認定されたときは、通報者が、本 学職員の場合は就業規則に基づく処分等必要な措置を講ずる。また、当該者が他機 関に所属する場合は当該機関長へ通知し、その他の者の場合はその他必要な措置を 講ずる等適切な処置を行う。

(調査結果の公表及び報告等)

- 第18条 <u>最管理責任者高</u>は、調査委員会において不正が行われたと認定したときは、速やかに、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名、所属、調査の方法・手順等の調査結果を公表する。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名、所属等を非公表とすることができる。
- 2 <u>最高管理責任者</u>は、調査委員会において不正が行われなかったと認定したときは 、原則として調査結果を公表しない。ただし、論文等に故意によるものでない誤り があった場合等は、調査結果を公表する。
- 3 前項の認定において、悪意に基づく通報との認定があったときは、通報者の氏名 ・所属を併せて公表する。

[省略]

別紙様式

〔省略〕

2. 不正の態様等及び事案の内容(該当する番号に○を付し、内容を下欄に記載)

①捏 造 ②改 ざん ③盗 用

3. 上記の理由

①~③とする科学的合理的理由

則第5号。以下「就業規則」という。)に基づく処分等の必要な措置を講ずる<u>とと</u> もに必要に応じて法的措置を講ずるものとする。

(不正が行われなかったと認定された場合の措置)

- 第17条 学長は、不正が行われなかったと認定された場合、調査に際して実施した研究費支出の停止及び証拠保全の措置を解除する。
- 2 <u>学長</u>は、不正が行われなかったと認定された者については、その名誉を回復する 措置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。
- 3 学長は、通報が悪意に基づくものと認定されたときは、通報者が、本学職員の場合は就業規則に基づく処分等必要な措置を講ずる。また、当該者が他機関に所属する場合は当該機関長へ通知し、その他の者の場合はその他必要な措置を講ずる等適切な処置を行う。

(調査結果の公表及び報告等)

- 第18条 学長は、調査委員会において不正が行われたと認定したときは、速やかに、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名、所属、調査の方法・手順等の調査結果を公表する。
- 2 <u>学長</u>は、調査委員会において不正が行われなかったと認定したときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、論文等に故意によるものでない誤りがあった場合等は、調査結果を公表する。
- 3 前項の認定において、悪意に基づく通報との認定があったときは、通報者の氏名・所属を併せて公表する。

[省略]

別紙様式

[省略]

2. 不正の態様等及び事案の内容(該当する番号に○を付し、内容を下欄に記載)

①捏 造 ②改 ざん ③盗 用 ④不正使用

3. 上記の理由

(ア) ①~③とする科学的合理的理由

	(イ) ④とする理由
〔省略〕	〔省略〕
<u>附 則</u> この規程は,平成29年6月29日から施行する。	

#### 国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則の一部改正について

改正理由:研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに適合させるため、所要の改正を行うものである。

[省略]

(定義)

- 第2条 この規則において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。
  - (1) 「公的研究費」とは、運営費交付金、補助金、委託費、寄附金<u>、競争的資金</u> 等本学で扱うすべての経費をいう。
  - (2) 「競争的資金等」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
  - (3) 「部局等」とは、事務局、各学系、教職大学院、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、学生支援センター、教員養成開発連携センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、各附属学校及び附属学校運営部をいう。
  - (4) 「部局等の長」とは、前号の部局等の長をいう。
  - (5) 「研究者等」とは、本学の教職員その他の本学の公的研究費の運営及び管理 に関わる全ての者をいう。
  - (6) 「不正使用」とは、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、 給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって法令及び本学の規則等に違反した 公的研究費の使用及び故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途 への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した 使用をいう。

[省略]

(公的資金管理室)

- 第10条 本学の公的研究費を適正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者の下に公的資金管理室を設置する。
- 2 公的資金管理室は、次の各号に掲げる者で組織する。
- (1) 統括管理責任者
- (2) 統括管理副責任者
- (3) 事務局長
- (4) 教育研究支援部長

〔省略〕

(定義)

- 第2条 この規則において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。
  - (1) 「公的研究費」とは、運営費交付金、補助金、委託費、寄附金等本学で扱うすべての経費をいう。
  - (2) 「部局等」とは、事務局、各学系、教職大学院、大学院連合学校教育学研究科 、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生セン ター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、学生支援センター、教 員養成開発連携センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、 各附属学校及び附属学校運営部をいう。
  - (3) 「部局等の長」とは、前号の部局等の長をいう。
  - (4) 「研究者等」とは、本学の教職員その他の本学の公的研究費の運営及び管理 に関わる全ての者をいう。
  - (5) 「不正使用」とは、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、 給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって法令及び本学の規則等に違反した 公的研究費の使用をいう。

[省略]

(公的資金管理室)

- 第10条 本学の公的研究費を適正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者の下に公的資金管理室を設置する。
- 2 公的資金管理室は、次の各号に掲げる者で組織する。
- (1) 統括管理責任者
- (2) 統括管理副責任者
- (3) 事務局長
- (4) 教育研究支援部長

- (5) 総務部長
- (6) 財務施設部長
- (7) その他最高管理責任者が指名する職員
- 3~6 〔省略〕

[省略]

### (通報窓口の設置)

- 第11条の2 本学における不正使用の通報を受け付けるための窓口(以下「通報窓口」という。)を研究支援課に設置し、当該課長が責任者となる。
- 2 本学における不正使用の疑いについて通報する者(以下「通報者」という。) は、通報窓口に書面、電話、ファクシミリ、電子メール、面談等の方法により、次 に掲げる事項を明示して行わなければならない。
- (1) 通報者の氏名,連絡先
- (2) 不正使用に関与した疑いがある者(以下「被通報者」という。)の氏名
- (3) 不正使用の内容(不正使用の態様並びに不正使用が行われた時期及び競争的資金等の名称等)
- (4) 不正使用とする合理的な理由又は根拠
- 3 通報窓口は、通報のうち前項各号の事項が明示されたものを受け付けるものとする。ただし、要件を満たさない通報であっても、調査対象が特定でき、不正使用とする合理的な理由又は根拠が示されたものは、受け付けることができる。 (報告等)
- 第11条の3 通報窓口の責任者は、不正使用等に関する通報を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者、統括管理責任者及び統括管理副責任者に報告する。
- 2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、通報等から30日以内に通報等の内容の 合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、競争的資金等の場合は、当該調 査の要否を関係機関に報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、調査を実施することとなった場合はその旨を通報者及び被通報者に、調査を実施しないこととなった場合は理由を付して通報者に通知するものとする。なお、通報者に対しては、通報窓口を通じて行うものとする。 (不正使用に係る調査)
- 第11条の4 最高管理責任者は、調査が必要と判断した場合は、公的研究費の不正使用に係る調査委員会に当該調査を速やかに行わせるものとする。
- 2 公的研究費の不正使用に係る調査等に関する事項は、別に定める。

- (5) 総務部長
- (6) 財務施設部長
- (7) その他学長が指名する職員
- 3~6 〔省略〕

[省略]

[省略]

[省略]

(調査委員会)
第13条 削除
第13条 下正使用があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じた場合には、国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程(平成19年規程第31号。以下「規程」という。)に基づき設置する不正使用に係る調査委員会において必要な調査を行うものとする。
2 前項の定めによる調査の結果、不正使用があったと認められた者については、規程及び国立大学法人東京学芸大学職員就業規則(平成16年規則第5号)に則り懲戒処分、氏名の公表等を行うものとする。
[省略]

「省略]
「省略]